

# 令和元年度 社会福祉法人希望の家 事業報告

(令和 2 年 3 月 31 日現在)

## 1. 法人本部

法人職員全体数 182 名 (臨時職員含む)

事業 社会福祉事業 11 事業

公益事業 3 事業

収益事業 2 事業

### ① 法人機能の強化と人材確保・育成

- ・社会福祉法人制度改革による定款変更、定款施行細則等関連規程の制定・改正及び就業規則等の改正に基づき、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化及び地域の公益的な取り組み等を推進し、希望の家の各種事業での関係法令の遵守に努めた。、

令和元年度は、

理事会開催 5 回、評議員会開催 1 回、経営会議開催 12 回、施設長・所長会議 12 回、マネージャー会議 13 回、虐待防止委員会、感染症対策委員会、ISO 推進委員会等 13 委員会の開催。

平成 30 年度決算について

事務所での閲覧、ホームページへ掲載、福祉医療機構のワムネットへ掲載

- ・人材確保に向けては、就職サイト、就職フェア、関係機関の紹介等により、新卒者 11 名の採用。障害支援区分の重度化への職員増員、産休者及び離職者の補充
- ・人材育成では、内部研修、外部研修及び新任職員へのチューター制、セル相談支援方式などによる職員の育成を図った。特に、重度障害者への対応強化のため、強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引実施のための専門研修等に参加させた。、

### ② 職員の組織強化及びコンプライアンスの徹底

法人定款、就業規則、処務規定、給与規定、人事管理制度要綱、ハラスマント規程の外に、監事監査規程等新たに整備した規程等について、その定着に向けた職員への周知・徹底に向けた取り組みを行った。

職員数が 170 名を超えるため、希望の家の組織として、職員として、服務規律や懲戒規定の厳格化、役職定年や年齢による減給適用、利用者への虐待防止(身体拘束)等について、再三マネージャー会議等で周知を図った。更に、関係法令に定められた事業運営事項についてのコンプライアンスの強化に努めた。

### ③ 規程の一部改正及び制定

- ・法人組織規程及び事業の運営規程等の改正を下記のとおり行った。
  - ・障害者就労移行支援事業運営規程の改正＝所在地の変更
  - ・就業規則の改正＝65歳定年後の再雇用について
  - ・給与規程の改正＝役職名の変更、職務手当、資格手当などの改正
  - ・経理規程の改正＝庶務規程との整合
  - ・社会福祉法人「希望の家」役員等の年齢定年にかかる内規の改正＝新規役員の年齢

### ④ 障害者支援施設事業の充実

グリーンホーム、サンホーム及びワークセンターの運営について、対象者の障害の重度化・重複化に向け「最も援助を必要とする最後の一人の尊重」を基本に掲げ、一人一人の状況に合わせたきめ細かな支援を行った。新規施設入所希望者には重度で緊急性の高い人を優先対応すると共に緊急時短期入所（申し込み即日受け入れ）及びその登録制を推進した。その結果、地域の重度障害者の緊急入所者が増え、定員割れの解消及び緊急入所による定員の5%増の適用者も出た。入所者の支援は、一人ひとりの状況に合わせて寄り添い、その特性や本人の意向に合わせた個別支援計画を作成し、日中活動を重視し、生きがいのある生活を送っていただけるよう支援した。

又、職員に対しては、職員の増員、ノーリフトケアの推進、職員検診、ストレスマネジメント等を行い、業務負担の軽減や健康管理を図った。

### ⑤ ISO9001による施設の介護サービスの推進

施設の介護・指導サービスについて、ISO9001による「希望の家品質マニュアル」に基づき、質の高いサービスの提供を行った。令和元年度は、1月23日24日の2日間にわたり6回目の更新審査を受け、認証後18年目を迎えた。毎年、マネジメントレビュー、内部監査員により監査、個別支援計画のチェック、満足度調査、不適合サービス（転倒、誤薬等）での是正処置・予防処置、マニュアルの見直し等、常に継続的改善により更なるサービスの向上に努めた。

### ⑥ 相談支援事業の充実強化

コミセン希望は、一般相談、発達障害児・者の相談及び計画相談が増え、相談延べ件数が9188件となりました。福祉サービスの利用計画及びそのモニタリングが増加等で相談員は多忙を極め、新たな相談に支障が出ることから相談時間の効率化や相談記録の様式の変更などにより、より多くの相談者への対応が可能となるよう相談業務全般の改善に努めた。相談員の資質向上に向けて各種専門研修受講の外、自主研修として精神保健福祉士等の国家資格を取得し、より専門職としての力量アップに努めました。

宝塚ブランチでは、2次相談所の機能が定着し、相談件数は1,051件に留まったが、関係機関へのコンサルテーション、家族への支援、ストレスマネージメントなど業務の充実を図った。又、圏域内事業所へのペアレントトレーニングの指導、法人内障害児通所支援事業での、SSTの指導や独自の評価システムの構築に向けた取り組みを「きぼうっこ逆瀬川」・「きぼうっこ山本」で実施し、保護者から好評を得た。

#### ⑦ 障害者就労継続及び移行支援事業の取り組み

障害者就労継続事業A型・B型事業は、7年目となり従来の就労訓練として青梗菜等野菜の栽培、桑茶関係の製造販売に加え、希望の家3障害者支援施設からの清掃業務を受託し、清掃訓練を兼ねた生産活動により、安定した就労事業収入を得て、利用者に高い工賃を維持した。

障害者就労移行支援事業は、利用者の増加及び個々に合わせたプログラムの指導等により、従前の事業所が狭隘となつたため、その解消を図るために10月から事業所の移転を行つた。訓練内容は利用者の特性に合わせビジネスマナー、オフィストレーニング、職場実習等就労に必要な支援を行いました。当該年度は3名の一般就労に繋がり職場定着に向けた支援を行つた。

#### ⑧ 法人・施設の指導監査

希望の家ワークセンターについて、令和元年12月3日兵庫県阪神北県民局及び宝塚市の実地指導を受け、文書指導について県と協議し調整しました。（個別支援計画に関連する記録＝法的根拠なし）

社会福祉法人として、社会福祉法人の所管庁である宝塚市法人担当課から、「社会福祉法人改革による実施状況」等について、令和2年1月21日に指導監査を受けた。当初3時間の予定が1時間で終了した。その結果、口頭指導が3点あり、3月の理事会では正のための措置を行つた。（経理規程と庶務規程の整合）

#### ⑨ 地域貢献事業

地域貢献事業として、第13回健康福祉アカデミーの開催、児童に向けた学習支援、及び発達障害児への学習支援等を実施した。特に、児童への学習支援では、児童の集中力を高める目的で音楽療法も取り入れ成果を上げた。又、市の委託を受け生活困窮者世帯の児童への学習支援も実施した。

健康福祉アカデミー受講者12名、学習支援30名、市委託の学習支援7名

発達障害児学習支援 数人

#### ⑩ 研究発表会

全法人事業所職員参加による研究発表会を8月に実施し7件の発表。

- 発表内容
- ・きぼうっこ山本のSST評価表を用いた療育指導法の検討と成果
  - ・高齢の親と暮らす障害のある方に関する課題について～8050問題から見えてきたもの～
  - ・利用者が幸せを感じる支援を目指して
  - ・緊急時短期入所受け入れのその後
- 他3件

#### ⑪ 職員研修及び専門研修

4月採用者及び中途採用者に向け、希望の家の理念・方針、マナー、基礎的な医療や介護の基本等の新任職員研修を実施した。又、職員の資質向上に向け、経験年数や事業従事内容に応じて、施設内、施設外の研修を実施した。更に、重度障害者への対応のため、喀痰吸引等の研修及び強度行動障害者研修等の専門研修を実施した。

内部研修受講者延べ 379名、外部研修受講者延べ 142名

(内、喀痰吸引等の研修 7名、強度行動障害者研修 3名)

#### ⑫ 重度化に向けた職員増員などの財源確保

利用者の重度化による介護量の増加及び介護の質の変化に対応するため、職員の増員や設備の充実に向けた財源確保の取り組みとして、施設などの定員の充足及び支援費報酬での人員配置、常勤看護職員等配置、リハビリ等、各種加算の確保等に努め、支援費の最大化を図った。特に、平成30年度から実施した緊急時短期入所事業による短期利用から、施設入所の緊急性の高い方の入所移行により施設定員の充足に寄与した。

#### ⑬ 新型コロナウイルス感染対策

2月末から3月にかけて厚労省より「社会福祉施設等における感染拡大防止」や「新型コロナウイルス感染症に発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱い」等の文書が発出され、希望の家においても職員や利用者へ、その都度、感染防止対策について文書や口頭で周知を図った。

- ・3月から利用者には、買い出しの自粛、直接面会に禁止
- ・ミセン希望やきぼうっここの保護者への面談は、当分の間電話対応
- ・職員は、不要・不急の外出の自粛、出勤時の熱を測り、熱のある場合は自宅待機又、職員家族への協力の呼びかけ
- ・業務時はマスク・消毒の徹底

#### ⑭ 法人の社会福祉事業の報告

法人が行う社会福祉事業の報告については、個々の事業毎に報告する。